



オーストラリア代表ホッケー選手とイタリア代表水球選手に 応援メッセージを送ろう！

市では東京 2020 オリンピックのホストタウンとして、世界の強豪と名高いオーストラリア代表ホッケーチーム・イタリア代表水球チームのメダル獲得に向けて応援しています。今年7月のイタリア代表のオリンピック事前キャンプは、水球ができる府内で最も充実したプールのある茨木高校で行われます（新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性あり）。

今後、両代表チームと市民のさまざまな交流を予定しています。その一環として、チーム・選手に向けた、応援メッセージを市 HP(右図読み取り)で募集中！皆さんの熱い思いをお寄せください。☎スポーツ推進課 ☎620・1608



TOPICS 2 国勢調査員を募集

時 8月中旬～10月下旬（予定）、**対**次の要件を全て満たしている人、①責任を持って調査業務を遂行できる、②原則20歳以上、③調査により知り得た秘密の保持ができる、④警察・選挙に直接関係がない、⑤健康状態が良好、⑥暴力団員・反社会的勢力ではない等、**内**調査事務打合せ会への出席、受け持ち調査区の確認、調査世帯一覧・調査区要図の作成、各世帯への調査票の記入依頼と配布・回収等、**外**国の基準に基づき支給、2調査区（100世帯程度）担当で約7万円の予定（担当世帯数等により変動）、**備**応募者は国勢調査員候補者名簿に登録し、地域等の条件が合えば従事（名簿登録者全員が従事できるとは限らない）、希望者は面接のうえその他の統計調査登録調査員名簿に登録可、**申**5月15日までに、申込書（総務課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課☎620・1611



TOPICS 3 市税・水道料金等の支払いにキャッシュレス決済を導入

スマートフォン等で、市税、水道料金・下水道使用料が、いつでもどこでも納付できるようになります。各サービスの開始予定日は、右表のとおりです。

備 LINE Payによる水道料金・下水道使用料の決済は5万円未満、その他は30万円以下、納入方法等詳細は市HPをご覧ください。☎市税＝収納課☎620・1616、水道料金等＝営業課☎620・1691

市・府民税（普通徴収）、 固定資産税、軽自動車税	
決済方法	利用開始日
LINE Pay	5月上旬予定
モバイルレジ	
クレジットカード	9月上旬予定

水道料金・下水道使用料	
決済方法	利用開始日
LINE Pay	3・4月請求分の 納付書から
PayB	
PayPay	
楽天銀行	



福祉・人権

地域包括支援センター 運営協議会の傍聴を

■4月23日(木)、午後2時から、**所**市役所南館10階大会議室、**定**先着10人(当日空きがあれば傍聴可)、**申**電話またはファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で、相談支援課**☎**655・2758、**℡**622・0655

コミュニティデイハウスのご利用を

4月から、山手台ななつ星(山手台七丁目2-20) **☎**658・5639、ふれんず(駅前三丁目2-1) **☎**622・0040、雲見坂広場(高田町7-16) **☎**070・1744・2940が同ハウスに移行します。

対①65歳以上(要介護認定者除く)、**内**②事業対象者、要支援1・2の人、**内**健康チェック、介護予防の運動、趣味活動、食事等、**▼**利用料、その他実費要、**備**②ケアプラン作成等の手続き要、**問**長寿介護課**☎**620・1637

街かどデイハウス新規事業者 募集説明会

■4月21日(火)、午前10時~11時、**内**高齢者が地域で元気に暮らすための同ハウスの事業概要、応募条件等、**備**場所・募集地域等詳細はお問い合わせください。**問**長寿介護課**☎**620・1637

高齢者世帯の家賃を補助

市では、市・府営住宅以外の賃貸住宅に住んでいる高齢者世帯に、家賃の一部を補助しています。

対次の全てを満たす人、①自ら住宅を借りて家賃を支払っている、65歳以上の単身高齢者または60歳以上のみで構成される高齢者世帯(65歳以上を1人以上含む)、②世帯の全員が本市に継続して3年以上居住(住民基本台帳等に記載)、③家賃が月5万円以下(共益費等除く)、④前年の収入が単身高齢者は228万円以下、高齢者世帯は304万円以下、⑤生活保護を受けていない、**▼**1か月当たり家賃額の3分の1(上限5千円)、**申**昨年の世帯収入証明書(年金の源泉徴収票等)、賃貸借契約書



(写)、家賃支払証明書(通い帳・銀行振込明細書等)、希望する振込先口座の通帳、印鑑を直接、長寿介護課**☎**620・1637

訪問理美容サービス事業のご利用を

対在宅で生活する外出困難な要介護3~5の65歳以上、**内**府理容生活衛生同業組合、府美容生活衛生同業組合の茨木支部加入店の訪問理美容出張費を助成するチケット、**▼**1枚につき出張費上限千円(施術料実費)、**備**年度の上限枚数は申請が4~6月11枚、7~9月11枚、10~12月11枚、1~3月11枚、**申**長寿介護課**☎**620・1637

要介護認定の有効期間にご注意を

要介護認定を受けて介護サービスを利用して人は、有効期間内に更新手続きをしなければ保険給付が受けられません。更新手続きは有効期間満了60日前から可能ですので、引き続きサービス利用を希望する場合は、必ず有効期間内(できれば有効期間満了1か月前まで)に更新手続きをしてください。**問**長寿介護課**☎**620・1637

介護保険料納入通知書等を発送

介護保険料を年金から天引きしていない65歳以上の人に、4月上旬に通知書等を発送します。納付書払いの人には納付書、口座振替の人には納入通知

書、4月に特別徴収(年金からの天引き)を開始する人には特別徴収開始のお知らせを送付します。4月中旬を過ぎても届かない場合は、ご連絡ください。**問**長寿介護課**☎**620・1639

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。

対次の全てに該当し、市が認定した人、①市民税非課税世帯、②世帯の年収が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額)以下、③世帯の預(貯)金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下、④日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、⑤医療保険の扶養家族ではない、⑥親族等の援助が期待できない、⑦介護保険料を滞納していない、**内**生活保護受給者、**内**中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援受給者、**▼**利用負担額(10%相当分)、食費・居住費・宿泊費・滞在費の25%(高齢福祉年金受給者は50%)、**内**個室居住費または滞在費全額、**問**利用先の社会福祉法人または長寿介護課**☎**620・1639

ひとり親家庭の自立を支援

ひとり親家庭の親、**内**「自立支援教育訓練給付金」教育訓練給付講座修了後、経費の一部を支給、**〔高等職業訓練促進給付金等〕**看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士・保育士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師、その他市長が認める資格を取得するための養成機関で修業中の人に、生活費の一部を助成、**〔備事前相談要、〕**こども政策課 ☎620・1625

外国人のための相談窓口

時毎週月曜日、午後7時～9時、**〔所〕**良宜いのち・愛・ゆめセンター相談室
〔対〕外国籍の市民と家族（日本語の会話が出来る人の同伴要）、**〔問〕**同センター ☎635・7667

健康保険・年金

忘れていませんか？
国民健康保険の加入・脱退届

退職・転職等で職場の健康保険を喪失した人は加入届を、就職・結婚等で社会保険に加入した人は脱退届を14日以内に提出してください。脱退届を提出しないと社会保険と国民健康保険の二重加入となり保険料も二重に賦課されますのでご注意ください。**〔問〕**保険年

金課（国保） ☎620・1631

国民健康・後期高齢者医療・介護保険料の年金からの支払い額

2月に年金から保険料を支払っている人・世帯は、4・6・8月も同額です（8月は変動の場合あり）。通知は送付しません。なお、10月以降の支払額は、①国民健康保険は6月、②後期高齢者医療・③介護保険は7月に通知します。**〔問〕**①保険年金課（国保） ☎620・1631、②保険年金課（高年齢） ☎620・1630、③長寿介護課 ☎620・1639

学生納付特例制度等の申請を

20歳になって2週間程度で日本年金機構から国民年金加入のお知らせや納付書が送付されますので（厚生年金加入者除く）、保険料を納付してください。保険料の納付が困難な場合は、①学生納付特例制度や②納付猶予制度等の免除制度があります。ただし、①②等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。なお、この承認を受けた場合でも保険料を追納すると、年金額を増やすことができますが、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされるので、ご注意ください。

〔対〕①大学（院）・短大・高校・専修学校等の学生（夜間部、1年以上の通信

制課程を含む）、②50歳未満、**〔時〕**①学生証等、**〔備〕**①本人・②本人と配偶者の所得制限あり、家族が代理申請する場合は来庁者の身分証明書を持参（別居の家族が代理申請する場合には委任状要）、**〔申〕**直接、保険年金課（年金）（①日本年金機構から送付されるお知らせに同封の返信用封筒で郵送可） ☎620・1632

国民年金保険料の納付書を送付

国民年金保険料を金融機関やコンビニで納付している人に、今年度分の納付書が、4月1日以降順次、日本年金機構から送付されます。前納する人は4月30日までに納付してください。納付書が届かない人はご連絡ください。**〔問〕**吹田年金事務所 ☎06・6821・2401

年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。

時4月7日（火）、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分程度、**〔所〕**保険年金課、**〔定〕**先着15人、**〔内〕**国民年金、厚生年金等、**〔持〕**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証（顔写真付き以外は2点必要）、職歴メモ等（本人以外の場合は委任状）、**〔申〕**4月1日、午前9時から、電話で同課（年金） ☎620・1632

夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納付相談がある人のために、夜間・休日窓口を開設しますのでご利用ください。

〔時〕【夜間】4月13日（月）・27日（月）、午後8時まで、【休日】26日（日）、午前9時～午後5時、**〔所〕**①国民健康保険料＝市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料＝市役所本館2階13番窓口、**〔備〕**夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**〔問〕**①保険年金課（徴収） ☎620・1631、②収納課 ☎620・1616



障害年金相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

時4月6日（月）・15日（水）・24日（金）、午前

固定資産税の価格・税額等の確認は4/1から

●固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税・都市計画税の納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、自己の所有する資産について記載された部分を確認することができます(5月に送付する固定資産税・都市計画税納税通知書に添付または同封の資産明細書でも内容の確認可)。また、借地・借家人等は、自己が使用または収益の対象となる部分の固定資産課税台帳を閲覧できます。郵送での閲覧も受け付けています。**所**資産税課、**図**来庁者の本人確認ができる証明書等(下記参照)、①申請人が代理人や別居の親族=委任状(下記参照)、②法人=社印、代表者印、③借地・借家人等=賃貸借契約書等、**備**郵送閲覧希望の場合は、上記の持ち物(写)と、申請人・納税義務者・必要年度等を記入した申請書(法人の場合は社印・代表者印押印)、送付先を記入した返信用封筒(切手貼付)等が必要、**問**同課 ☎ 620・1615

●今年度の固定資産評価(公課)証明を発行

4/1から、今年度の固定資産評価証明・公課証明を発行します。**所**・**問**市民税課 ☎ 620・1614

●土地・家屋価格等の帳簿の縦覧

土地または家屋の納税者(所有者)は、今年度分の市内全ての土地または家屋の価格等を記載した帳簿を見ることができます。

時4/1(水)~6/1(月)の平日、8:45~17:15、**所**資産税課、**対**・**内**土地の納税者=土地価格等縦覧帳簿(土地の所在・地番・地目・地積・価格等)、家屋の納税者=家屋価格等縦覧帳簿(家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格等)、**図**来庁者の本人確認ができる証明書等(下記参照)、①申請人が代理人または別居の親族=委任状(下記参照)、②法人=社印・代表者印、**問**同課 ☎ 620・1615

●固定資産の登録価格に不服があれば審査申出を

固定資産課税台帳の登録価格に不服がある場合は、納税者が固定資産評価審査委員会に審査申出をすることができます。

申4/1以降で納税通知書の交付を受けた日の翌日から3か月以内に、申出書(市HPからダウンロード)を、同委員会事務局(市民税課内) ☎ 620・1614

9時10分~正午・午後1時10分~4時、**所**保険年金課、**定**各日先着6人、**内**障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金除く)、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ等(本人以外の場合は委任状)、**申**同課(年金) ☎ 620・1632

税金

システム変更に伴う固定資産税計算方法と口座振替の変更

今年度から土地・家屋分と償却資産分の両方に課税がある人は、納税通知書が土地・家屋・償却資産を合算して

税額計算した1通となります。なお、口座振替している人は、次のように変更されますので、「ご注意ください」。

内①土地・家屋分または償却資産分いずれかを振替している場合、合算した額を口座振替、②土地・家屋分、償却資産分を別口座で振替している場合、合算した額を土地・家屋分の登録口座



【本人確認ができる証明書等】運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、健康保険証、介護保険証、年金手帳、公的機関が発行した資格証明書またはそれに準ずるもの

【委任状に相当するもの】固定資産に関する売買契約書や競売落札関係書類等、寝たきりなど委任状を作成できない人の保険証等、相続関係が分かる戸籍謄本等、その他申請代理権が授与されているとみなされるもの(委任状には納税者等の押印要、法人の場合は社印・代表者印押印要)



教育・子ども

教育委員会定例会の傍聴を

時4月21日(火)、午後2時から、**所**市役所南館6階会議室、**備**定員・内容等詳細はお問い合わせください。一部非公開の場合あり。**問**教育政策課 ☎ 620・1680

予約奨学金説明会

時4月23日(木)、午後7時から、**所**フリエイトセンター301、**対**来年度に大学・短大・専修学校等に進学を希望する高

今月の納付(4月30日(木)まで)

●介護保険料普通徴収第1期分
●一般廃棄物処理手数料第4期分
忘れずに納めてください。

システム変更に伴い、土地台帳・家屋台帳の紙媒体での閲覧は、今年1月1日までの異動記載分までとします。**問**資産税課 ☎ 620・1615

土地・家屋台帳の記載

から振替(償却資産分の登録口座は削除)、**備**振替口座の変更希望者は、改めて口座振替の申請要(これから申請した場合は第2期以降分から変更)。**問**納税通知書||資産税課 ☎ 620・1615、**問**口座振替||収納課 ☎ 620・1616

障害のある子どもの就学相談

☎就学相談・ガイダンス＝教育センター☎626・4400、その他＝学校教育推進課☎620・1683

市では、すべての子どもたちが、生活を通して仲間とつながり、支え合い、高め合うことをめざす「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、一人ひとりのニーズに応じた教育を行っています。障害のある子どもの就学相談は、障害の程度に関わらず、地域の小・中学校から開始し、本人・保護者の意向を最大限に尊重した上で、就学先を決定します。市外へ転出予定の人も含め、まずは、就学ガイダンス(右記参照)に参加してください。詳細は市HPをご覧ください。

●就学相談の流れ

【5～7月上旬 就学相談の申込・見学・相談】

現在通っている幼稚園・保育所等、学校を通じて申し込んでください。就学で悩んでいる場合も、まずは就学相談を申し込んでください。未就園の場合は、教育センターにお問い合わせください。なるべくこの期間に地域の小・中学校や支援学校の教育方針を聞き、教育環境、学習の様子や学校行事等を複数回見学してください。

【7～10月 見学・体験・相談】

初回は、現在通っている幼稚園・保育所等、学校を通じて申し込んでください。2回目以降は、各学校に直接連絡してください。複数回見学・体験し、具体的な支援内容・方法等を相談してください。

【11～12月 就学面談】

小・中学校または教育委員会が保護者と面談します。通常の学級・支援学級で学ぶ、支援学校に就学するなど、就学(進学)先や支援内容等について本人・保護者の意向を聞き、12月に就学先を決定します。

【1月 就学通知書】

就学通知書と入学説明会の案内等を送付します。



就学ガイダンス

☎5/24(日)、6/6(土)・9(火)、10:00～11:00、5/27(水)、17:45～18:45、**所**クリエイトセンター301、**対**来年4月に小学校に入学する子どもの保護者、**内**市の支援教育の様子や今後の手続きの説明、就学相談申込資料一式を配付

●さまざまな教育の場

【小・中学校】

通常の学級 支援の必要な子どもは、保護者と連携しながら個別の教育支援計画・指導計画を作成し、一人ひとりの実態に応じて指導内容・方法の工夫や必要な支援を行います。

通級指導教室 市内小学校(茨木・春日丘・大池・中津・郡山・太田・天王・白川)、中学校(養精・東・平田)に設置しています。一人ひとりのニーズに応じた特別な指導を行います(週1～月1回程度)。他校の児童・生徒も通うことができます。

☎言語障害、発達障害等、障害に応じた特別な指導を行う必要がある児童・生徒

支援学級 必要に応じて各小・中学校に設置しています。一人ひとりのニーズに応じた弾力的な教育課程を編成し、少人数による指導を行います。

☎知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等、教育上特別な指導や支援の必要な児童・生徒、**☎**すでに市立小・中学校に在籍し、支援学級への入級を希望する場合は7月上旬までに学校に相談してください。

【支援学校】

自立を図るために必要な知識・技能を身につけることを目的に、一人ひとりの障害特性、健康状態や経験等に応じた弾力的な教育課程を編成し、きめ細かな指導を行います。

☎視覚・聴覚・知的障害者、肢体不自由者、病弱者、身体虚弱者等

府育奨学金の活用を

高校等在学者対象の府育奨学金は、

就学援助費の所得基準額

世帯の人数	借家世帯(円)	持家世帯(円)
2人	2,130,400	1,951,000
3人	2,597,200	2,417,800
4人	3,227,500	3,048,100
5人	3,549,700	3,370,300
6人以上	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円を加算	

☎学務課☎620・1684

いる人は、それぞれの学校に申請要)、**☎**昨年中の世帯所得が基準額(左表参照)以下で、市立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者、**☎**学用品・校外活動・修学旅行・学校給食費等、**☎**4月8日～5月8日(休校日除く)に、申請書(就学する学校で配付)、市外からの転入等で所得が不明な人は所得証明等、借家世帯の所得基準額の適用を希望する人は賃貸契約書(写)または借家に居住していることが証明できる書類(家賃支払証明書等)を直接、学校(小・中学校両方に子どもがいる人は、それぞれの学校に申請要)、

就学援助費の申請を

校3年生または高校卒業後2年以内の人と保護者、**☎**日本学生支援機構奨学金の制度説明や申請・予約、**☎**中学校教育推進課☎620・1683



「ほっとけん!」のご活用を

市青少年問題協議会では、市青少年

① 次のいずれかに該当する人、①私学助成の幼稚園を新たに利用する満3〜5歳児、②保育の必要性があり、幼稚園・認定こども園（教育部分）の預かり保育を利用する満3〜5歳児、③保育の必要性があり、認可外保育施設等を利用する未就学児（②の満3歳児と③の0〜2歳児は住民税非課税世帯のみ）、**■**申請方法等詳細は市HP参照または利用予定の施設にお問い合わせください。**■**利用開始日までに、申請書（保育幼稚園事業課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課☎620・1638

幼児教育・保育無償化の手続きを

入学した高校で早めに申し込んでください。詳細は、各高校の事務室または市奨学金相談窓口（教育センター内）へお問い合わせください。**■**同センター☎626・4400

こども会に入ろう

健全育成運動重点目標を、「子どものSOSほっとけん!」〜大人が気づいて声をかけあう関係づくり〜とし、啓発用リーフレットを作成しています。社会教育振興課で配付（市HPにも掲載）していますので、ご活用ください。**■**同課☎622・5180

こども会は、子どもを地域で育てるための自主的な組織です。子どもたちが、同じ地域に住む異なる年齢の仲間たちと、遊びを中心とする集団活動を行うことで、社会の一員として必要な知識や態度を身につけるとともに、創造性・協調性・実践力を養い、自ら学び考え「生きる力」を身につけることがねらいです。主な対象は小学生ですが、地域により幼児や中学生が含まれることもあります。こども会への加入は、各地域のこども会育成会長に申し出てください。こども会をつくりたい場合は、社会教育振興課へお問い合わせください。**■**同課☎622・5180

放課後子ども教室の運営にご協力を

市では、市内全小学校区で安全・安心な居場所を提供する同教室を実施しています。これは、校区の実情に合わせて体験・交流活動の活性化を図り、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育むコミュニケーションづくりを目的に、各校区実行委員会が実施しています。対

児童虐待かと思ったら189へ

「虐待を受けたと思われる子どもを見つけた」、「子どもの異常な泣き声をよく聞く」、「児童虐待かも」と思ったときは、間違っても構いませんので、すぐに児童相談所☎189に電話してください。あなたが気づき通報することで子どもの命や保護者が救われます。連絡した人の秘密は守られます。**■**こども相談室☎624・8951

まちづくり

地域防災計画を修正

地域の災害対策に関する大綱等を定めた同計画を修正しました。詳細は市HPまたは情報ルーム等でご覧ください。**■**危機管理課☎620・1617

おおさか防災ネットのご利用を

同ネットでは、府と府内市町村が共同で、府民の防災対策に役立つ、気象・地震等の防災情報を掲載しており、府・市HPからアクセスできます。

また、メールでも情報の配信サービスを行っていますのでご利用ください。下図読み取りで空メールを送信すると、登録メールが届きます。**■**府危機管理室☎6941・0351



北部大阪都市計画案の縦覧

【彩都東部地区における都市計画の変更】**■**4月13日（月）〜27日（月）、**所**①府計画推進課、②都市政策課、**内**①都市高速鉄道、道路（茨木箕面丘陵線、上郡佐保線、モノレール専用道）、②土地区画整理事業、土地区画整理促進区域、用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域、道路（国文都市1〜3号線）、公園、地区計画、**■**市民と利害関係者は意見書を4月27日までに、①府計画推進課、②都市政策課へ提出可。詳細はお問い合わせください。**■**①府計画推進課☎06・6944・9274、②都市政策課☎620・1660

多世代近居・同居を支援する補助制度のご利用を

■対子世帯（中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯）と親世帯（子世帯の父母または祖父母）のいずれかが近居・同居するために、住宅を購入または持ち家をリフォームし、転入した世帯に費用の一部を補助、**■**上限30万円、**■**詳細はお問い合わせ

行政機構の一部を改正

各消防分署の管理体制を強化するため、4月から下表のとおり行政機構の一部を改正します。

問政策企画課 ☎ 620・1605

3月31日まで		4月1日から	
消防署	各分署 (警防係)	消防署	各分署 (警防一係、 警防二係)

住宅用火災警報器を定期的に点検しましょう
住宅火災の逃げ遅れによる被害を防ぐため、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

生産緑地制度の変更に伴い新設された、特定生産緑地指定の相談・受付を4月13日から開始します。
問都市政策課、問平成4・5年度に生産緑地の指定を受けた人、問制度概要、必要書類、受付期間等詳細は市HPをご覧ください。対象者には4月初旬から順次郵送します。問同課 ☎ 620・1660

合わせてください。問居住政策課 ☎ 655・2755
特定生産緑地指定の相談・受付
生産緑地制度の変更に伴い新設された、特定生産緑地指定の相談・受付を4月13日から開始します。

水道部からと称して、検査や修繕等を口実に家庭を訪問し、浄水器の販売、水質検査、家庭内の水道管洗浄等をし

悪質業者にご注意を



課 ☎ 620・1665

全国で累計600種類以上あるマンホールカードの第12弾発行で、本市のマンホールが採用されました。絵柄は市の花・木であるバラとカシをイメージし、中央に市章を配しています。
問4月17日(金) (予定) から(休館日除く)、午前9時～午後5時、問文化財資料館、問1人1枚(なくなり次第終了)、詳細は市HP参照、問下水道総務課 ☎ 620・1665

劣化されています。劣化や電池切れ等で、火災を感じしなくなることがあるため、定期的に作動確認を行い、機器交換等適切な維持管理をしましょう。
問予防課 ☎ 622・6950

市のマンホールカードを無料配付

聴覚・発語障害者向け、外国人向け 119番通報サービスのご利用を

問警備課 ☎ 622・6955、✉ keibi@city.ibaraki.lg.jp

聴覚や発語に障害のある人のための Net119 緊急通報サービス

緊急通報を行う補助的な通報手段として、スマートフォンや携帯電話から、文字や画像(映像)により消防に緊急通報(消防車や救急車の要請)ができます(事前登録要)。

【利用登録】問市内在住・在勤・在学で聴覚や発語の障害等で音声通話による119番通報が困難な人、問詳細は市HP参照(右図読み取り)、問スマートフォンまたは携帯電話を持参し、申請書(市HPからダウンロード)を直接、警備課

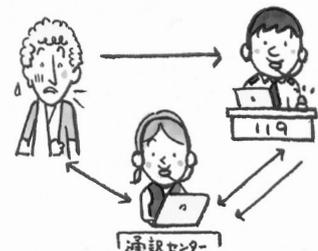


119番通報時の外国語通訳 119 Call's interpretation service

日本語での会話が困難な外国籍の市民・観光客・留学生等が火災または病気・けがのため消防車や救急車を呼ぶ場合に、通訳センターを介した英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の通訳が利用できます。なお、利用は市内からの119番通報に限ります。詳細は市HP(右図読み取り)をご覧ください。



中文 English Español
한글 Português



て、高額な代金を請求するなど、悪質な業者による被害が多発しています。同部では、訪問販売・修繕等は一切行っていないのでご注意ください。問同部総務課 ☎ 620・1690

雨水貯留タンク設置に補助

新たに雨水貯留タンクを購入する次の全てに該当する人、①現在、下水道が使用できる区域内に設置する、②過去に同制度による助成を受けていない、③貯留容量が80ℓ以上ある市販の雨水貯留タンクを設置、問購入費の3分の2(上限3万円、本体と雨といからの分水器具・雨とい本体の接続部品・本体の架台等の専用製品・消費税を含む、設置工事費除く)、問戸建て11建築物につき1基、集合住宅11屋根面積100㎡につき1基、申請前の購入は補助対象外、予算の範囲内で先着順、問

申請書（下水道施設課で配付、市HPからダウンロード可）を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1667

草花や樹木等の相談・勉強会

【相談】 時 4月3日(金)、5月1日(金)、6月5日(金)、午前10時～正午・午後1時～4時、**所**市役所南館1階玄関ロビー、**内**花・樹木・野菜・果樹等、**備**各3いばらき環境ポイント付与、**【勉強会】** 時 5月1日(金)、午後1時30分～3時、**所**市役所南館8階中会議室、**内**ハーブの繁殖、実技、**料**100円、**備**5いばらき環境ポイント付与、**(以下共通)** 詳細は市HP参照またはお問い合わせください。☎ 農とみどり推進課 ☎ 620・1622

春の全国交通安全運動

4月6日～15日に、同運動が実施されます。交通安全に対する認識を深め、交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し、交通事故を防ぎましょう。**【重点目標】** ▼子どもをはじめとする歩行者の安全確保、▼高齢運転者等の安全運転の励行、▼自転車の安全利用の推進、**【関連】** 道路局交通課 ☎ 620・1651

免許を返納する高齢者を支援

高齢運転者が加害者となる交通事故防止と公共交通を使った外出支援を目的に、高齢者運転免許証自主返納支援

事業を実施しています。

☎ 65歳以上の市民で、平成30年4月1日以降に自主的に有効期間内の運転免許証を全部返納した人、**内**グランドパス65（1か月相当分）またはICOCA 6千円分を補助（1人1回のみ）、**備**予算の範囲内で先着順、詳細は市HP参照、**用**印鑑、身分証明書、運転免許の取消通知書を、道路局交通課 ☎ 620・1651

里山ふれあいオートキャンプ場のご利用を

時 4月25日～11月28日の土曜日（5月30日、11月21日・22日除く）、5月3日(祝)～5日(祝)、7月23日(祝)・24日(祝)、8月9日(日)、9月20日(日)・21日(祝)、正午～翌午前10時、**所**旧北辰中学校グラウンド、**対**市内在住・在勤の家族、**定**先着10区画、**料**1区画300円（10m×10m）、**備**宿泊要、利用後の区画等清掃費、トイレ・炊事場あり、自然観察・木工体験イベントあり、詳細は里山センターHP参照、**申**4月1日から、宿泊日の3か月前～原則3日前、午前9時～午後5時に、電話で同センター ☎ 646・7531

リンベのいばらきのご利用を

DIY工房として利用できるほか、小物やアクセサリー作り等のワークショップも開催しています。詳細はリンベのいばらきHPまたはインスタグラム

路上喫煙禁止地区を新たに指定

現在の路上喫煙禁止地区（JR 茨木駅、阪急茨木市駅の両駅周辺と中央通り）に加えて、4月1日から、阪急南茨木駅・大阪モノレール南茨木駅周辺と JR 総持寺駅周辺の2地区を新たに指定します（詳細は右下図読み取り）。また、分煙の推進を図り、路上喫煙を防止するため、下図のとおり大阪モノレール南茨木駅舎下に喫煙場所を設置します（JR 総持寺駅周辺は設置なし）。禁止地区内での路上喫煙は、罰則（1,000円の過料）の対象です（市が設置した喫煙場所は除く）。周りに迷惑をかける路上喫煙はやめましょう。☎ 市民生活相談課 ☎ 620・1603



環境

みどりのカーテン市民モニター募集

ム (rimbenoibarak) をご覧ください。
時 水・木・土・日曜日、午前10時～午後4時、**料**1人1時間300円から、**関**リンベのいばらき ☎ 657・7675

市ブランドメッセージ・ロゴのご活用を

市では、ブランドメッセージ「次なる茨木へ。」とロゴを活用し、市内外へのシテイクプロモーションに取り組んでいます。名刺やチラシ、各種商品等にぜひご活用ください。なお、営利的な場合は、事前に申請書の提出が必要です。詳細は市HPをご覧ください。☎ まち魅力発信課 ☎ 620・1602

対 次の全てに該当する市民または市内の事業者、①ゴーヤ等の植物を育てるスペース（北側以外）がある、②観察記録表の提出に協力可、③説明会に参加可、**定**先着50人、5団体（1世帯または1団体につき1人のみ、未経験者優先）、**内**みどりのカーテン（窓の外にツル性の植物で作る自然のカーテン）を育て、観察記録等をつける、**【説明会】** 時 5月12日(火)、午前9時30分～11時・午後4時～5時30分、**所**市役所南館8階中会議室、**内**事業内容と

みどりのカーテンの育て方の説明等、ゴーヤとキュウリ・パッションフルーツから希望の苗を配付、**持苗**を持ち帰る袋、**備**観察記録表提出時に15いばらき環境ポイント付与、説明会のみ参加希望者も要申込、**申**環境政策課 ☎ 620・1644

ええことカレンダー
「いばらき環境家計簿」の活用を

同カレンダーを継続してつけることで、生活のどこからCO2が出ているのかが一目で分かるようになります。環境政策課・各図書館・生涯学習センター等で配付（市HPからダウンロード可）していますので、活用ください。

問環境政策課 ☎ 620・1644

省エネ・省CO2設備導入に対する費用を一部補助

問市内に事業所を有し、中小企業基本法第2条第1項に定める会社、**内**効果把握できる新エネルギー導入や省エネルギー改修のうち市が定めた事業経費（50万円以上）の一部を補助、事業経費100万円当たり年間CO2削減量2トン以上（新エネルギーは1トン以上）の改修等、**要**事業経費の3分の1（上限300万円、千円未満は切り捨て、太陽光発電は出力1キロワットあたり1万2500円で計算）、**備**申請前に相談要、予算の範囲内で先着順、詳細は市HP参照、**申**4月13日から、申請書

（環境政策課で配付、市HPからダウンロード可）と必要書類を直接、同課 ☎ 620・1644

住宅用太陽光発電システム等の設置に補助

問自宅に①住宅用太陽光発電システム・②①と同時期に設置の家庭用燃料電池（エネファーム）・③強制循環型ソーラーシステム・④自然循環型太陽熱温水器・⑤蓄電システムを設置後①は電力受給後）6か月以内の人、**要**①出力1キロワット当たり1万2500円（上限4キロワット）、②③⑤上限4万円、④上限3万円、**備**②は①と同申請のみ、各10いばらき環境ポイント付与、**申**申請書（環境政策課で配付、市HPからダウンロード可）と書類を直接、同課 ☎ 620・1644

子どもエコクラブへ登録を

同クラブ事業は、子どもたちが楽しみながら自然観察やリサイクル等の環境活動・学習を行うことを支援しています。3歳〜高校生と、大人のサポートでクラブの登録ができます。登録すると活動のヒントが掲載されている手帳やニュースが届くほか、事務局から案内するイベントにも参加できます。なお、登録期間は1年間で、毎年3月に更新を行います。

備5いばらき環境ポイント付与、**問**同クラブ事務局（環境政策課内） ☎ 620・

スプレー缶等と小型家電のスポット収集

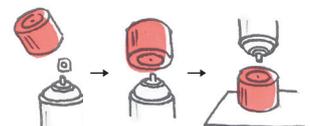
スプレー缶等（スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター）のスポット回収を下表のとおり実施しますので、中身が残ったスプレー缶等をお持ちください。また、ボックス回収を行っている小型家電（リサイクル家電4品目除く）も、今年度からスポット収集でも対応します。なお、スプレー缶等は、原則、下記の注意点を厳守の上普通ごみへ捨ててください。**問**環境事業課 ☎ 634・0351

日程	時間	市役所 本館地下1階	生涯学習 センター	福井市民 体育館	いのち・愛・ゆめセンター		
					豊川	総持寺	沢良宜
5月16日(出)	午前10時～11時30分	○					
	午後2時～3時30分		○				
5月29日(金)	午後2時～3時30分	○	○				
	午後2時～3時30分	○	○				
7月18日(出)	午前10時～11時30分	○					
	午後2時～3時30分	○	○				
7月29日(休)	午後2時～3時30分	○	○				
	午後2時～3時30分	○	○				
9月26日(出)	午前10時～11時30分	○		○	○		
	午後2時～3時30分	○	○			○	○
9月30日(休)	午後2時～3時30分	○	○				
	午後2時～3時30分	○	○				
来年1月16日(出)	午前10時～11時30分	○					
	午後2時～3時30分	○	○				
1月29日(金)	午後2時～3時30分	○	○				
	午後2時～3時30分	○	○				
3月13日(出)	午前10時～11時30分	○			○		○
	午後2時～3時30分	○	○	○	○		
3月30日(休)	午後2時～3時30分	○	○				
	午後2時～3時30分	○	○				

（注）市役所は車両等で乗り入れできません。また、市役所以外の収集は、各施設の正面玄関で行います。日程に変更があった場合は市HPでお知らせします。11月開催予定のいばらき環境フェアでも実施予定です（詳細は広報いばらき等でお知らせ）。

【注意点】▶使い切った上で、「ガス抜きキャップ」(*)等を使用し、完全にガスを抜き取る、▶ガス抜き作業等は必ず屋外で、風通しのよい火気のない場所で行う、▶他のごみとは分け、中身が見える45ℓ以下の透明袋に入れ、「ガス抜き済み」と表示

*商品により有無・形状・使用方法（右図参照）が異なります。商品に記載された使用方法をご確認ください。



頑張る市内企業

紹介編 vol.92

株式会社アピスライフケア（東太田三丁目）



これからも地域密着で皆さんの暮らしを支えます

昨年創立40周年を迎えた同社は、健康応援企業をコンセプトに、地域の皆さんの「自宅で暮らしたい」という思いを叶えるため、ケアプランセンターと訪問介護事業所を運営しています。利用者への思いやりのある質の高いサービスの提供と従業員のワークライフ・バランスとの両立を図るため独自のシステムを導入し、従業員が相互にフォローできる情報共有の仕組みづくりや、業務分担の適正化に取り組みました。その結果、業務の効率化が計られ、市の「働きやすい職場づくり推進事業所」に認定されました。

川越敏章代表は「今後は従業員の資質向上にも積極的に取り組みながら、地域に密着し、皆さんの暮らしを支えていきます」と話しました。

☎商工労政課 620・1620

環境管理制度認証取得を支援

☎市内に事業所を有する中小企業者等、**¥**ISO14001、KES、エコアクション21、エコステージの認証取得に要した経費の2分の1（取得する環境管理制度により上限50万円または20万円、千円未満は切り捨て）、**備**予算の範囲内で先着順、詳細は市HP参照、**申**申請書（環境政策課で配付、市HPからダウンロード可）と必要書類を

1644

古着等の古布は資源になります

古布（衣服、タオル、毛布等）は、穴やほつれ、黄ばみがあっても、洗濯して乾かし、清潔な状態であれば古布の日にさせます。ただし、布団やじゅうたん等の敷物、ぬいぐるみ、においや汚れのひどい布類は、資源にならないので、大きさを分けて、普通ごみ、粗大ごみ（小型、大型）の日にししてください。**☎**資源循環課 620・1814

直接、同課 ☎620・1644

家庭用生ごみ処理機等の購入費を助成

¥購入費の2分の1（100円未満は切り捨て）、電気を使用しないコンポスト容器類Ⅱ1基につき上限5千円（5年以内）に2基まで）、電気式Ⅱ上限2万円（5年以内）に1基）、**備**申請前の購入は補助対象外、予算の範囲内で先着順、5いばらき環境ポイント付与、**申**申請書（資源循環課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課 ☎620・1814



商工・消費生活

障害者雇用奨励金のご利用を

市では、障害者の雇用を促進するため、障害者雇用奨励金制度を設けています。

対知的・精神・重度身体障害者の市民

対象労働者	支給額
重度身体・知的障害者	第1～3期に各30万円
重度身体・知的障害者（短時間労働者）	第1・2期に各21万円
精神障害者、重度以外の知的障害者	

特定求職者雇用開発助成金の対象期間を終了した月の翌月から起算し、6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1～3期）とする。

を雇用保険の一般被保険者として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金を受給した、従業員数が30人以下の事業主、**内**左上表のとおり、**申**支給対象期が終了した月の翌月から3か月以内に、商工労政課 ☎620・1620

正規雇用促進奨励金制度のご利用を

対失業中の市民を正規労働者として市内の事業所で雇用した、または非正規労働者として働く市民を市内事業所で正規労働者へ転換した（同一企業内での転換に限る）、①中小企業事業主・②働きやすい職場づくり認定事業所の事業主、**¥**①30万円・②50万円（短時間の場合①20万円・②30万円）、**備**①単年度に2人分まで、詳細は市HP参照またはお問い合わせください。**申**正規労働者として雇用または転換した日から6か月経過後3か月以内に、商工労政課 ☎620・1620

小売店等の活性化を支援

事業の活性化に取り組む市内小売店等にアドバイスをしています。また、市内小売店等を改装する事業者（市民・市内法人のみ）や、商店街あるいは中心市街地で、業種・業態転換、新店出店等（いずれも小売業・飲食店のみ）を予定している事業者に対して、改装工事費の一部を補助（上限50万円）しています（工事計画前に相談要）。なお、この制度は利用後10年が経過する

保育所・幼稚園・学童保育室で働く職員を募集!!

市では、主に保育所・幼稚園・学童保育室で勤務する会計年度任用職員の募集を行っています。応募者の中から選考（書類選考または面接）・連絡します。

■条件により、期末手当（2.6月分）・交通費支給・社会保険の加入あり、履歴書は返却不可、勤務条件等詳細は市HP（右図読み取り）またはお問い合わせください。■履歴書（備考欄等に希望職種や時間帯等を記入）を、直接または郵送で、〒567-8505 人事課 ☎620・1601



職種	主な勤務時間	勤務場所	月額	期末手当	資格
保育士	フルタイム 月～土曜日のうち週5日、 午前9時～午後5時30分（シフト勤務）	市立保育所等	204,000円	支給あり	保育士 （③資格なしは応相談）
	パートタイム 月～金曜日、午前9時～午後5時 月～金曜日、①午前6時45分～9時・ ②午後5時30分～7時15分、③その他		190,800円 ①67,400円※1 ②49,200円※1 ③条件により異なる		
幼稚園教諭	担任 （臨時的任用職員） 月～金曜日、午前8時30分～午後5時	市立幼稚園	231,800円※2 （前歴加算あり）	支給あり ※3	幼稚園教諭
	担任外 月～金曜日、午前8時30分～午後4時45分		189,300円		
	介助員 月～金曜日、④午前8時45分～午後2時15分・ ⑤午前8時30分～午後4時45分		④138,800円 ⑤189,300円		
	預かり保育 （シフト） 月～土曜日、週3～5日、午前6時45分～ 午後7時15分の間で5時間程度		時給1,283円～ 1,506円		
学童保育指導員	不定期勤務※4	市立小学校 （学童保育室設置校）	時給1,041円	支給なし	不問

※1 保育士資格ありの場合の例、※2 大卒初任給の場合の例、経歴に応じて加算あり。(例) 公立幼稚園で正規職員として5年勤務経験あり（大卒の場合267,500円まで加算）、※3 別途勤勉手当（1.9月分）あり、※4 固定勤務への繰り上げあり

と、再度利用できます。問 商工労政課
☎620・1620

就職のためのスキルアップを支援

■失業中の市民、■厚生労働大臣が指定する教育訓練給付金対象講座の受講料（入学金除く）の2分の1（上限5万円）、■その他の要件等はお問い合わせください。■講座修了日から3か月以内に、商工労政課 ☎620・1620

介護・福祉事業所の求人活動経費を補助

市では、市内介護・福祉事業所が求人説明会等への出展や、市内介護・福祉事業所で構成される団体による求人説明会等を開催する場合に、経費を補助します。
■①市内に介護・福祉事業所、施設を有する法人、②①で構成される団体、③求人説明会等への出展費用、④求人説明会を市内で開催するための費用、⑤次のいずれか少ない額、■補助対象経費の合計額の2分の1、■補助対象事業の総事業費から収入を減じて得た額、■①10万円、②20万円、■事前相談要、問 商工労政課 ☎620・1620

茨木商工会議所の無料相談

■時・内 4月20日(月)、5月18日(月)、6月15日(月)、■金融相談・事業資金・教育ローン(午後1時～3時)、■創業相談(午後2時～4時)、■問 同会議所 ☎622・6631

消費生活だより

困り事は、気軽に相談ください。問 消費生活センター ☎624・1999

見積もり無料にご注意を

【事例】蛇口から水が漏れたので「見積もり・出張無料」と書かれたチラシの事業者に連絡した。訪れた事業者は、蛇口を取り外し、状態がよくないので給水設備全体の交換が必要であると、50万円の見積書を出した。高額なので断ると、蛇口をそのままにして帰った。後日、蛇口の取外し料金3万円を請求された。納得できない。



【回答】チラシ等には「見積もり無料」などと書かれていたのに、調査費や作業費等を請求されたという相談が寄せられています。広告を鵜呑みにせず、見積もりの料金やキャンセル料が発生するのかなどをあらかじめ電話で問い合わせるなど確認して、納得できない場合は事前に断りましょう。

令和2・3年度の市指定金融機関が決定

指定金融機関は、市に代わって公金の収納・支出の事務を取り扱う金融機関です。本市では、2行が1年交替で指定金融機関業務を行います。令和2年度は三井住友銀行、令和3年度はりそな銀行が担当します。市役所本館1階の指定金融機関窓口も同様に4月1日で交替します。なお、取扱時間は午前9時～午後4時です。☎会計室 620・1669

求人

小・中学校学習支援者

毎月1金曜日のうち学校と調整（1回2時間以上）、市内小・中学校、対大学生等、**内**児童・生徒の学習等、学校の諸活動の支援、**¥**1回千円、**関**学校教育推進課 ☎620・1683

その他

ローズWAM臨時休館

「ワムホール」10～12月、「ローズホール」9・10月、「ネットワーキングギャラリー」10月、「交流サロン・印刷工房・こどもの部屋」9月中旬～10月、「料理工房・和室」10～11月中旬、「4階

会議室」10～11月、「5階会議室」10月、11月中旬～12月中旬、**備**期間の変更あり、**関**ローズWAM ☎620・9920

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの5月抽選分の申込受付は4月20日～30日です。「**フ**リエイトセンター」センターホール 来年5月4日・29日午後6時～10時、5月5日・21日・22日・30日終日、5月15日午前9時～午後5時、**多**目的ホール 11月6日午後6時～10時、11月7日午前9時～正午、11月11日・25日午前9時～午後5時、11月14日・15日・20日～22日終日、「**生**涯学習センター（火曜日休み）」きらめきホール 10月1日・15日・28日午後0時30分～9時30分、10月2日・30日午後0時30分～6時、10月3日・10日・11日午前9時～午後6時、10月4日・17日・18日・22日・24日・25日・29日・31日終日、10月5日・8日午前9時～午後3時、10月7日・14日・21日午後6時30分～9時30分

フューチャープラザブランドホールの市民先行予約

立命館いばらきフューチャープラザブランドホールの来年5月3日～5日の先行予約を行います。利用予定者は申込のうえ、抽選会に出席してください

転入・転出等の際には届出を

適切な市民サービスを受けるため、必ず届出をしましょう。
所・関市民課 ☎620・1621



届出種類	届出期間	持ち物	届出人
転入届 (本市に引っ越してきたとき)	引っ越した日から14日以内	○転出証明書（転入届の特例を受ける場合は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード）、○通知カードまたはマイナンバーカード（保有者のみ）、○住民基本台帳カード（保有者のみ）、○在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ）、○介護保険受給資格証明書（保有者のみ）、○後期高齢者医療負担区分等証明書（保有者のみ）、○国外からの転入の場合は、戸籍謄本と附票（5年以内の本市への再転入または本籍地が本市の場合は不要）、パスポート（入国スタンプ要）	世帯主または世帯員
転居届 (市内で住所が変わったとき)		○マイナンバーカードまたは通知カード（保有者のみ）、○住民基本台帳カード（保有者のみ）、○在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ）、○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、こども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等（加入者のみ）	
転出届 (市外に引っ越すとき)	引っ越す日の前日まで	○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、こども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等（加入者のみ）	
世帯変更届 (世帯に変更があったとき)	変更した日から14日以内		

※外国人住民も届出が必要です。
※虚偽の届出を防ぐために、届出時に届出人の本人確認を行います。代理人が届出をする場合は委任状が必要です。
※持ち物は転入・転居・転出・世帯変更者全員分が必要です。
※国外からの転入には入国スタンプのあるパスポート、または航空チケット等入国日の分かるものが必要です。

い。詳細は市HP参照。
【抽選会】時4月17日（金）、午前11時から、**所**同プラザ、**定**各団体3人まで、**備**利用予定者のうち希望者にはブランドホールの見学会（4月17日、午前10時、**同**プラザ1階インフォメーション前集合）も実施、イベントホールの予約も可（ブランドホールの予約日と同日のみ）、**関**4月1日～10日に、メールまたはファックス（住所・団体名・

氏名・電話番号、見学会参加希望の有無・参加人数を記入)で、文化振興課 ☎ 620・1810、FAX 622・7202、bunkashinkou@city.ibaraki.lg.jp

小豆島町・竹田市宿泊施設利用補助は10日前までに申請を

姉妹都市・小豆島町と歴史文化姉妹都市・竹田市との交流促進を図るため、指定宿泊施設を利用する市民に、宿泊費用の一部を補助しています。

☑指定宿泊施設(市HPまたは文化振興課設置のチラシ参照)、**内補助額** 小豆島町Ⅱ中学生以上1泊2千円、小学生1泊1500円、竹田市Ⅱ中学生以上1泊5千円、小学生1泊3千円、利用額が補助額に満たない場合はその金額、**利用回数** 1人年度間各1泊、**申請書**(同課で配付、市HPからダウンロード可、要印鑑)を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1810

生涯学習施策推進委員会の委員を募集

☑6月から2年間、年間4回程度、**対**20歳以上の市内在住・在勤在学者(国または地方公共団体の議員・職員除く)、**定**2人、**内**(仮称) 生涯学習推進計画の策定・推進、**¥**日額9千円、**申**5月8日までに、申込書(生涯学習センター・文化振興課で配付、市HPからダウンロード可)と小論文を、郵送

または直接、〒567-0028 畑田町1-43、同センター ☎ 624・8182

野良猫の避妊・去勢手術費補助の団体説明会

☑5月26日(火)、午後2時から、**対**市内に生息している所有者不明猫野良猫を避妊・去勢手術等により減らす活動をし、最後まで世話ができる市民2人以上で構成された団体、**備**補助には説明会への参加要、場所等詳細は申込後通知、**申**4月1日~30日に、市民生活相談課 ☎ 620・1603

東京五輪音頭・2020のCD・DVDを貸し出します

東京2020オリンピック・パラリンピックで、世界から来た人と楽しむための東京五輪音頭(歌 石川さゆりさん、加山雄三さん、竹原ピストルさん)のCD・DVDを、市内活動団体に貸し出します。車いすに乗ったままでも踊りやすい振り付けも用意されていますので、地域の盆踊りやイベントなどでご利用ください。**申**スポーツ推進課 ☎ 620・1608

ご寄附ありがとうございました

次の皆さんから、市へのご寄付(10万円以上、または相当品)をいただきました(敬称略)。

◆佐々木室子Ⅱ佐々木鐵仙氏書作品(6点)

飼い犬登録と狂犬病予防注射

生後3か月を経過した犬の飼い主は、必ず市へ飼い犬の登録をし、毎年1回狂犬病予防注射を接種させ、注射済票の交付を受けなければなりません。予防注射は、動物病院または市が実施する集合注射で接種することができます。集合注射は、一定距離内に動物病院がない地域で実施します。接種後まれに犬の体調が悪くなることや死亡することがあり、医療設備が整っていない集合注射の会場では、十分な対応ができないため、動物病院での接種を推奨しています。動物病院で接種するときは、診療日時や必要な料金を確認してください。

注射済票は、市内の動物病院(飼い犬登録をしている人に送付の狂犬病予防注射案内、または市HP参照)と集合注射会場で交付されます。それ以外で接種した場合は、市の窓口で交付手続きが必要です。

【集合注射】☑☑右表のとおり(雨天決行)、**¥**注射・注射済票交付3,300円、飼い犬登録が未登録の場合は登録料3,000円(未登録の場合は、事前に連絡要)、**備**駐車場なし、**注意**事項 犬を服従させられる人が連れてくる。安全な首輪・リード・口輪等を使用する。3月中に市から送付の受診票(切り離さない)を持参する。糞と尿の後始末ができるものを携帯する。注射を嫌がり暴れる、よく吠える、体調の悪い犬は動物病院で接種させてください。

☑市民生活相談課 ☎ 620・1603



集合注射日程表

	とき(4月)	ところ
8日(水)	13:00~13:15	車作青年会館前
	13:45~14:05	下音羽バス停前
	14:25~14:40	銭原クラブ前
9日(木)	13:00~13:20	佐保公民館前
	13:45~14:05	北辰出張所前
	14:25~14:40	上音羽クラブ前
10日(金)	13:00~13:15	大岩集会所前
	13:40~14:05	国見峠緑地(緑地公園バス停前)
	14:25~14:50	山手台中央公園
13日(月)	13:00~13:25	安威森林会館前
	13:45~14:15	遍照寺(福井小学校東門北)
15日(水)	13:00~13:40	太田公民館前
	14:10~14:50	郡さくら公園
16日(木)	13:00~13:25	豊川いのち・愛・ゆめセンター前
	13:50~14:50	彩都西公園
17日(金)	13:00~13:20	蔵垣内公園
	13:35~14:00	丑寅公園
	14:35~14:50	白川中央公園

4月の無料相談

特に表記がない場合、祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話で相談できます。子育てに関する相談は45ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	とき	ところ
相続、離婚等の法律相談(各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、13:00～17:00(※)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※前日、8:45から電話で予約(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日)
日曜法律相談(先着7人)	26日(日)、9:00～12:30(22日、8:45から電話で予約)	
交通事故法律相談(各日先着5人)	毎週火曜日、13:00～15:30(※)	
国の仕事に関する行政相談(各日先着4人)	2日(休)・16日(休)、13:00～15:00(※)	
行政書士相談(各種書類の書き方)(先着5人)	1日(休)、9:30～12:00(※)、相続、遺言、離婚協議書、許可申請等	
司法書士相談(各日先着5人)	1日(休)=登記、相続、15日(休)・22日(休)=登記、相続、後見人、多重債務等、9:30～12:00(※)	
土地家屋調査士相談(先着5人)	15日(休)、9:30～12:00(※)、土地の境界等	
宅地建物取引相談(先着5人)	宅地建物取引業協会☎691・8600、全日本不動産協会☎06・6155・1717にお問い合わせください。	
公証人相談(先着5人)	2日(休)、9:30～12:00(※)	
戸籍相談(先着4人)	16日(休)、14:00～16:00(前日、8:45から電話で予約、市民課☎620・1621)	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～16:30、11日(出)・25日(出)、9:00～12:00	消費生活センター ☎624・1999
人権擁護委員による人権相談	9日(休)・23日(休)、13:00～15:00	市民生活相談課
ひとり親のための法律相談	28日(休)、13:00～16:00(1日、8:45から電話で予約、こども政策課☎620・1625)	市民生活相談課
母子・父子・寡婦家庭相談(離婚前も可)	毎週月～金曜日、9:00～17:00	こども政策課 ☎620・1625
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692
障害児相談(18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105
教育相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、8:45～17:00(要予約)	教育センター ☎626・4400
電話教育相談☎625・7830	毎週月～金曜日、8:45～17:00	
「いじめ」ホット電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、☎0120・147970(小・中学生対象)、☎627・5511(保護者対象)、上記以外は☎0120・7285・25	
奨学金相談	毎週月～木曜日、10:00～18:00	
発達相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、8:45～17:00(要予約)	

相談内容	とき	ところ
女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920
女性電話相談☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00	
男性のための電話相談	15日(休)・22日(休)、18:30～21:30	
女性のはたらき方相談	3日(金)、9:30～12:30(要予約)	
女性法律相談	16日(休)・18日(出)、9:30～12:30(1日、9:00から電話で予約)	
仕事なんでも相談	30日(休)、13:00～16:00	配偶者暴力相談支援センター ☎622・5757
DV相談 デートDV相談	毎週月～土曜日、9:00～17:00	
人権相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	人権センター ☎622・6613
人権や生活上のさまざまな相談	毎週月～土曜日、9:00～17:00	各いのち・愛・ゆめセンター 豊川☎643・1470 沢良宜☎635・7667 総持寺☎626・5660
①経営相談 ②創業相談	①主に毎週月・火・金曜日、 ②主に毎週月・金曜日、 10:00～17:00(要予約)	商工労政課 ☎620・1620
仕事なんでも相談	毎週火～木曜日、 10:00～16:00(予約優先、30日は12:00まで)	
防火相談	毎日、8:45～17:15	消防本部 ☎622・6955
福祉まるごと相談会 どの会場でも相談可能です。電話での相談を希望する場合はお問い合わせください。 コミセン=コミュニティセンター ☎655・2758	第4月曜日	太田公民館
	第2火曜日	中条公民館
	第2木曜日	10:00 } 12:00 耳原公民館、東奈良コミセン
	第3木曜日	東コミセン
	第4木曜日	玉櫛コミセン
	第3金曜日	白川公民館